

清須市同時

2025 年 3 月 21 日（金）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第一グループ
担当 丹羽、沖塚
ダイヤルイン 052-961-7254
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、中島
内線 3050、3008
ダイヤルイン 052-954-6225

清須市における土壌汚染について

田中金属化学株式会社（清須市）の土地所有者が、清須市内の同社跡地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、土地所有者等に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

（１）報告者

田中金属化学株式会社の土地所有者

（２）報告年月日

2025 年 3 月 21 日（金）

（３）汚染が判明した土地の所在地

愛知県清須市土器野宮^{どきのみやがし}東 655 番 1 の一部

（４）報告の根拠

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

（５）調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
六価クロム 化合物	6.8mg/L (136 倍) ^{注1}	0.05mg/L 以下	0～0.5m 0.8～1.3m	4 / 7
ほう素及び その化合物	2.6mg/L (2.6 倍) ^{注1}	1mg/L 以下	0～0.5m	2 / 7

注 1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注 2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注4}
鉛及び その化合物	1,700mg/kg (11 倍) ^{注3}	150mg/kg 以下	0～0.5m 0.8～1.3m	2 / 7

注 3：（ ）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注 4：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

土地所有者等は、土壌汚染に対する措置を検討します。また、地下水汚染の有無を調査するとともに、汚染が判明した場合は、地下水汚染に対する措置についても検討します。

県は、土地所有者等に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

田中金属化学株式会社 ^{かとう}加藤 ^{ちひろ}千博
住所：愛知県清須市^{どきの}土器野655 番 1
電話：052-400-2941

4 調査対象地の概要

(1) 面積

626.55 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1933 年から 2015 年まで自転車用変速機の製造や、金属メッキ加工を行う事業場の敷地の一部として利用されていました。

今回汚染が判明した六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴がありますが、当該物質に係る漏洩^{ろうえい}事故等の記録はありません。また、鉛及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴は確認されていません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ 六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

・ 鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。
(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

・ ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3 g、経口致死量は成人で15～20 g、幼児で5～6 g、乳児で2～3 gと言われています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいが続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)